

物品貸し出し方法および注意事項



2024/1

貸し出し先

- ・北海道歯科衛生士会会員（※会員外は有料）
- ・道内の市町村、保健所、学校、保健医療福祉関連団体、その他、歯科衛生士会が認めた健康教育事業を行う団体など

申し込み方法

- ・電話その他で、氏名、物品、使用予定期日を申し込みます
- ・貸出期間は最長2週間を原則としますが、超過する場合は、応相談とします

貸し出し方法および注意事項の厳守

- ・送料はご負担ください
- ・物品が破損、紛失した場合は実費弁償していただく事があります
- ・売買などを目的とした使用は禁止します
- ・また貸しはご遠慮下さい
- ・貸し出し方法および注意事項に違反したときは、今後の貸し出しを停止することがあります